

調査計画

1 調査の名称（■特定一般統計調査 □その他的一般統計調査）

子供の学習費調査

2 調査の目的

子供を公立又は私立の学校に通学させている保護者が、子供の学校教育及び学校外活動のために支出した経費並びに世帯の年間収入、保護者・兄弟姉妹の状況等の実態をとらえ、教育に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（■全国 □その他）

（2）属性的範囲（■個人 □世帯 □事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他）

公立並びに私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（全日制）の幼児、児童、生徒の保護者

なお、本計画においては、地方公共団体の設置する学校を「公立学校」、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定されている学校法人の設置する学校を「私立学校」という。また、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める「幼稚園」、「小学校」、「中学校」及び「高等学校」をいう。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

ア 公立学校

公立幼稚園 約4,600人（約130,000人）

公立小学校 約19,000人（約6,100,000人）

公立中学校 約2,700人（約3,000,000人）

公立高等学校（全日制） 約8,000人（約1,900,000人）

イ 私立学校

私立幼稚園 約4,700人（約880,000人）

私立小学校 約3,400人（約80,000人）

私立中学校 約2,200人（約250,000人）

私立高等学校（全日制） 約8,400人（約1,000,000人）

（注）本調査は、幼児・児童・生徒の保護者が報告者であり、上記ア・イの（ ）内には便宜的に在学者の数（学校基本統計に基づく）を記載している。

（2）報告者の選定方法（□全数 ■無作為抽出（□全数階層あり） □有意抽出）

調査対象となる幼児・児童・生徒の保護者（以下「調査対象者」という。）を選定する前提としての学

校の選定は、各都道府県が、その有する学校リストに基づき選定する。選定にあたっては、本調査の対象としない学校^(注)を除外して、学校種別ごとに、以下の方法で調査対象者を選定する。

- (注) ① 在学者がない学年がある学校（抽出作業時点（調査前年度）で在学者がない学年がある、又は調査年度に在学者がいない学年が生じた学校）
② 株式会社が設置する私立学校
③ 在学者が自宅からの通学でない（全寮制など）学校

ア 公立幼稚園、公立小学校及び公立中学校並びに私立幼稚園

層化二段無作為抽出

- ・文部科学省は、47都道府県と学校が所在する市町村の人口規模4区分に基づく計188層に対して、在学者数に比例して調査実施学校数を割当
- ・都道府県は調査実施学校を無作為に抽出
- ・調査対象となった学校は、各年齢・学年ごとに調査対象者を無作為に抽出

イ 私立小学校及び私立中学校

二段無作為抽出

- ・文部科学省は、都道府県を学校設置数が多い順に並べる。都道府県は、授業料等の多い順に学校を並べる。系統抽出法を用いて調査対象学校を決定
- ・調査対象となった学校は、学年ごとに調査対象者を無作為に抽出

ウ 公立高等学校及び私立高等学校

層化二段無作為抽出

- ・文部科学省は47都道府県と設置されている学科7区分に基づく計329層に対して、在学者数に比例して調査実施学校数を割当
- ・都道府県は調査実施学校を無作為に抽出
- ・調査対象となった学校は、学年ごとに調査対象者を無作為に抽出

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

調査票（各回共通） : 学校教育費、学校外活動費

調査票（第1回提出分のみ） : 主たる生計維持者の最終卒業学校、生計を一にする保護者等、子供の性別、保護者が希望する子供の進路（どの学校段階まで進ませたいか）、兄弟姉妹（調査対象者及びその保護者と生計を一にする者に限る。以下同じ）の数・性別、調査対象者の出生順位、兄弟姉妹の学校段階

調査票（第3回提出分のみ） : 世帯の年間収入、授業料等として支出した教育費

[集計しない事項の有無] ■無 □有

(2) 基準となる期日又は期間

調査票（第1回提出分） : 令和7年4月から6月まで

(うち兄弟姉妹の学校段階は、令和7年4月1日現在)

調査票（第2回提出分）：令和7年7月から11月まで

調査票（第3回提出分）：令和7年12月から令和8年3月まで

(うち世帯の年間収入は、令和7年の1年間（1～12月）)

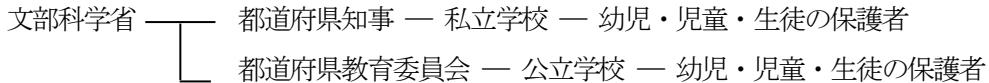
(うち授業料等として支出した教育費は、調査実施年の1年間

(令和7年4月から令和7年3月))

6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査系統

①調査票の配布、学校を経由する調査票の回収



②オンラインによる調査票の回収

幼児・児童・生徒の保護者—文部科学省

（2）調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）

調査員調査 その他（学校経由）

〔調査方法の概要〕

① 文部科学省は、調査系統に従って報告者となる幼児・児童・生徒の保護者に調査票及びオンライン調査回答用のID・パスワードを配布する。

② 幼児・児童・生徒の保護者は、「政府統計共同利用システム」を利用してオンライン回答するか、各学校（公立学校又は私立学校）に回答を記した調査票を提出するかのいずれかにより回答を行う。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 令和5年）

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査の実施期間は、以下の通り。

調査票（第1回提出分） 令和7年4月上旬～9月上旬

調査票（第2回提出分） 令和7年7月上旬～令和8年1月中旬

調査票（第3回提出分） 令和7年12月上旬～令和8年5月上旬

8 集計事項

1. 学校種別、設置者別の学習費

2. 学校種別、設置者別、学年（年齢）別、学校が所在する市町村の人口規模（学科）別、男女別の学習

費

3. 学校種別、設置者別、学年（年齢）別、学校が所在する市町村の人口規模（学科）別、男女別の学習費
支出状況
4. 学校種別、設置者別、項目別経費の金額段階別幼児・児童・生徒の構成比
5. 学校種別、設置者別、世帯の年間収入段階別、項目別経費の構成比
6. 学校種別、設置者別、主たる生計維持者の最終卒業学校別学習費
7. 学校種別、設置者別、保護者が希望する子供の進路別学習費
8. 学校種別、設置者別、兄弟姉妹の数及び調査対象者の出生順位別学習費
9. 学校種別、設置者別、兄弟姉妹の性別・構成別学習費
10. 学校種別、設置者別、兄弟姉妹の学校段階別学習費
11. 学校種別、設置者別、生計を一にする保護者等の類型別学習費

9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）
- (2) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）
- (3) 公表の期日
令和8年12月

10 使用する統計基準等

- 使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（）
使用しない

本調査は、子供の学習費に関する調査であり、日本標準産業分類及び日本標準職業分類を適用する余地を生じないことから使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

- (1) 調査票情報の保存
記入済み調査票：公表の日から1年間保存
調査票の内容を記録した電磁的記録：永年保存
- (2) 保存責任者
文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）

「子供の学習費調査」の選定方法

◎ 都道府県ごとの調査実施学校数の決定

文部科学省は、それぞれの都道府県について、公立の幼稚園、小学校、中学校及び私立の幼稚園については市町村の人口規模別の幼児・児童・生徒数に応じ、私立中学校については在籍生徒数に応じ、高等学校(全日制)については設置する学科に応じて調査実施学校数を決定する。また、私立小学校については原則として母集団の3分の1を調査する。なお、市町村の人口規模の区分は、①10万人未満、②10万人以上30万人未満、③30万人以上100万人未満、④100万人以上・特別区の4区分である。

◎ 学校の抽出

都道府県知事及び都道府県教育委員会は、文部科学省が定める調査実施学校数に基づいて調査実施校を抽出する。

◎ 幼児・児童・生徒の抽出

調査実施校は、学年毎に次の人数の対象幼児・児童・生徒を無作為に抽出する。

なお、1学年(年齢)当たりの抽出人数に満たない在籍者数の学年は、当該在籍者数を抽出数とする。性別毎の在籍者数が調査対象数に満たない在籍者数の場合も、同様に当該性別の在籍者数を抽出数とする。

学校種類		1学年(年齢)当たりの調査対象幼児・児童・生徒数		(学校当たりの調査対象幼児・児童・生徒数)
		うち男	うち女	
公 立	幼稚園	3歳児:8人 4/5歳児:6人	3歳児:4人 4/5歳児:3人	3歳児:4人 4/5歳児:3人 (3~5歳児が在園する園:20人) (4~5歳児が在園する園:12人)
	小学校	8人	4人	4人 (48人)
	中学校	6人	3人	3人 (18人)
	高等学校 (全日制)	12人	学科・学年の性別の構成比によって男女別生徒数を決定する	(36人)
私 立	幼稚園	8人	4人	4人 (24人)
	小学校	8人	学年の性別の構成比によって男女別児童数を決定する	(48人)
	中学校	10人	学年の性別の構成比によって男女別生徒数を決定する	(30人)
	高等学校 (全日制)	12人	学科・学年の性別の構成比によって男女別生徒数を決定する	(36人)

子供の学習費調査 復元推計方法について

本調査では、ウェイト値の補正を行ったうえで推計値を算出している。

ウェイト値は調査対象学校別（高等学校の場合は学科の要素を加味）、学年・性別に理論的に設定し、さらに、それを調査対象者に当てはめた総和が、在籍者数（母集団）に一致するような補正を施して算出している。

公立小学校を例にとると、理論的なウェイト値として

調査対象学校が属する都道府県・人口規模の全学校数

調査対象学校の学年・性別の在籍者数

調査対象学校が属する都道府県・人口規模の調査対象学校数

調査対象学校の学年・性別の調査対象者数

を設定し、それによってウェイトバックした地域ブロック別の人数、人口規模別の人数、学年・性別の人数のそれぞれが、在籍者数（母集団）と一致するように補正してウェイト値を算出している。

なお、平成 20 年度調査以前については調査票に性別欄が無かったため、ウェイト処理において性別は考慮していない。